

「貿易保険法施行規則の一部を改正する省令（案）」等に対する意見公募要領

令和8年6月22日
経済産業省
通商政策局通商金融課

1. 意見公募の趣旨・目的・背景

令和8年5月29日に成立した「経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律」の一部の施行に伴い、貿易保険法（以下「法」という。）においては、（1）本邦企業の供給網の強^{じん}靱化の対応のため特に必要な日本国政府と日本国以外の国の政府との間の取決めとして経済産業大臣が定める取決めに係る貿易保険又は再保険の引受けに係る業務を「特定引受業務」とし、特定引受業務に関する所要の規定を整備し、（2）株式会社日本貿易保険（以下「会社」という。）は、特定引受業務以外の業務と特定引受業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理するものとするとともに、特定引受業務に係る勘定を「特別勘定」とする等、区分経理に関する所要の規定を整備し、（3）政府は、令和11年3月31日までの間、国債を発行し、会社に交付することができるものとするとともに、国債の交付、償還及び返還並びに特別勘定における剰余金の国庫納付等、国債に関する所要の規定を整備する措置を講じたところです。

今般、上記の法改正を踏まえ、「貿易保険法施行規則の一部を改正する省令（案）」において、特定引受決定の認可の申請、国債の登録を新たに規定するとともに、「株式会社日本貿易保険の会計に関する省令の一部を改正する省令（案）」において、区分経理に係る規定を整備するほか、所要の改正を行うこととし、新たに「経済産業大臣が定める取決めを定める告示（案）」、「特定引受業務指針（案）」及び「特定引受基準（案）」を制定するものです。

つきましては、広く国民の皆様から御意見をいただきたく、以下の要領で意見の募集をいたします。忌憚のない御意見を下さいますようお願い申し上げます。

2. 意見公募の対象

「貿易保険法施行規則の一部を改正する省令（案）」等

※上記に係る個別の法令としては以下のとおり。

- （1）「貿易保険法施行規則の一部を改正する省令（案）」
- （2）「株式会社日本貿易保険の会計に関する省令の一部を改正する省令（案）」
- （3）「経済産業大臣が定める取決めを定める告示（案）」
- （4）「特定引受業務指針（案）」
- （5）「特定引受基準（案）」

3. 資料入手方法

- （1）電子政府の総合窓口「e-Gov」における掲載
- （2）窓口での配布

経済産業省通商政策局通商金融課（東京都千代田区霞が関 経済産業省本館1
6階）

4. 意見募集期間（意見募集開始日及び終了日）

令和8年6月22日（月）～令和8年7月21日（火）必着

5. 意見提出先・提出方法

別紙の意見提出用紙に日本語で記入の上、以下いずれかの方法で送付して下さい。

(1) 電子政府の総合窓口「e-Gov」

電子政府の総合窓口「e-Gov」(<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>)
の意見提出フォームからご提出ください。

(2) 郵送

意見提出用紙に御氏名、連絡先及び本件への意見を御記入の上、下記の住所宛にお送り下さい。

住所：〒100-8901

東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省通商政策局通商金融課 パブコメ担当 あて

(3) 電子メール（意見提出用紙を添付してお送り下さい。）

意見提出用紙に御氏名、連絡先及び本件への意見を御記入の上、下記のメールアドレス宛てにお送り下さい。

メールアドレス： bzl-nexi-tukin@meti.go.jp

（電子メールの件名を「貿易保険法施行規則の一部を改正する省令（案）」等に対する意見」として下さい。）

※ 電話での意見提出はお受けしかねますので、あらかじめ御了承下さい。

6. その他

皆様からいただいた御意見につきましては、最終的な決定における参考とさせていただきます。なお、いただいた御意見についての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ、その旨を御了承下さい。

御提出いただきました御意見については、氏名（法人又は団体の場合は名称）、住所、電話番号及びメールアドレスを除き、全て公開される可能性があることを、あらかじめ御承知おき下さい。ただし、御意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別しうる記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せることといたします。

御意見に附記された氏名、連絡先等の個人情報につきましては、適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用いたします。

「貿易保険法施行規則の一部を改正する省令（案）」等に対する意見

[氏 名]	(企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名)
[住 所]	
[電話番号]	
[電子メールアドレス]	
[御意見]	
<ul style="list-style-type: none">・ 該当法令等の名称 (どの省令案又は告示案に対する意見か明記してください。) ・ 該当箇所 (どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記してください。) ・ 意見内容 ・ 理由 (可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。)	